

レインボープラン

第3次埼玉県川越都市圏まちづくり
基本構想・基本計画



はじめに

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（以下、「協議会」。）は、古来より歴史・文化のつながりが深く、道路や鉄道により生活都市圏が密着している、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成され、平成29年度には協議会設立30周年を迎えます。

本協議会では、構成市町が相互に補完し合い、高い相乗効果によってひとつの都市圏として発展すべく、「埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（以下、「レインボープラン」。）」を策定し、各種施策を展開してまいりました。

さて、今日では、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災以後の防災対策に加え、公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」。）の老朽化対策など、都市圏を取り巻く環境は大きく変化しており、それぞれの課題に対して地域の実情に応じた対策が必要となっています。

また、地方分権による権限移譲が進められている中、限られた行財政基盤の中で効果的かつ効率的に住民のニーズに応じていくためには、単独の自治体で行うのではなく、広域的な連携を推進していくことが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえ、都市圏における魅力と活力のあるまちづくりの一層の推進のため、この度、28年度から37年度までの10年間を計画期間とする「第3次レインボープラン」を策定しました。

今後もさらに一体感を高めるとともに、都市圏全体が自立性の高い、暮らしやすい地域となるよう、お互いに連携・協力してまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

会長	川越市長	川合善明
	坂戸市長	石川清
	鶴ヶ島市長	藤縄善朗
	日高市長	谷ヶ崎照雄
	川島町長	飯島和夫
	毛呂山町長	井上健次
	越生町長	新井雄啓

目 次

序 論

第1章	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	計画の構成と期間	2
第3章	第2次レインボープランにおける取組と成果	3

基本構想

第1章	都市圏を取り巻く社会状況	9
第2章	川越都市圏の概要	17
第3章	過去及び将来にかけての人口フレーム	21
第4章	都市圏の将来像	23

基本計画

序 章	まちづくり施策の位置づけ	25
第1章	出会い、ふれあいを大切にする未来への人づくり	26
第2章	自然と人が共生する環境にやさしい舞台づくり	30
第3章	文化や歴史を生かしたにぎわいづくり	34
第4章	快適で安全・安心なまちづくり	38
第5章	未来へつなげるしくみづくり	42
第6章	地方創生関連（地域間連携）の主な取組【再掲】	46

資 料		49
-----	--	----

【序 論】

第1章 計画策定の趣旨・背景

レインボープランは、本都市圏の一層の発展を目指して展開する施策を定め、構成市町の協力と連携を通じた都市圏整備の基本的な方向を明らかにする計画です。

本協議会では、平成8年3月にレインボープランを、18年4月には第2次レインボープランを策定し、都市圏の発展に向けた相互連携の仕組みとして、公の施設の相互利用や災害時の相互応援協定、広域観光の推進といった取組のほか、構成市町の観光や各種情報の相互発信、共通課題に対する研修・視察の実施など、広域的な各種施策を展開し、多くの成果を挙げています。

しかしながらこの間、少子高齢化の急速な進行や情報化社会のさらなる進展、公共施設等の老朽化対策など、都市圏を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、防災意識が一層高まるとともに地域コミュニティの重要性が見直されるなど、人々の意識の変化も生じています。

さらに、地方分権によって基礎自治体である市町村への権限移譲が進められており、地域住民に最適なサービスを提供するためには、広域的な連携の下で協力・補完し、単独の自治体で行う非効率性を補うことが求められています。

こうした時代の潮流に対応するため、構成市町の更なる連携を進め、埼玉県等の関係機関や都市圏住民、民間事業者などとも協力して施策を推進していく指針として、「第3次レインボープラン」を策定しました。

第2章 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、都市圏の将来像やまちづくりの目標を示し、その実現のために必要なまちづくり施策の基本的な方針を定めます。

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、都市圏の総合的かつ一体的な整備のために必要な計画を明らかにし、実施する施策の考え方や主要施策の内容を定めます。

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とし、社会情勢の変化などへ適確に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
基本構想（10年）									
基本計画（10年）※必要に応じて見直し									



第3章 第2次レインボープランにおける取組と成果

第2次レインボープランでは、都市圏の将来像を「自然と共生するふれあい・もてなしの文化交流都市圏」と定め、さまざまなまちづくり施策に取り組んできました。

(1) 協議会の取組

【公の施設の相互利用の実施】

平成9年度から構成市町の図書館の相互利用を開始し、さらに12年度からは、文化・福祉・体育施設などに相互利用を拡大することで、都市圏住民に対する生涯学習の環境を整備しました。

自市町以外の施設を利用する住民は、第2次レインボープラン策定期間である17年度から増加傾向にあり、公の施設の相互利用の実施が都市圏住民の広域的な生涯学習の機会を創出しています。

■ 図書館相互利用状況

	平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総利用者(人)	1,055,815	1,071,182	1,043,721	981,147	1,006,747
広域利用者(人)(※1)	73,377	78,431	78,925	77,539	79,480
広域利用率(%)(※2)	6.95	7.32	7.56	7.90	7.89

※1 広域利用者…自市町図書館以外の6市町図書館を利用した人数。

※2 広域利用率…総利用者に対する広域利用者(※1)の割合。

■ 公共施設相互利用状況

	平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総利用者(人)	3,094,277	2,631,636	2,845,677	2,674,539	2,768,868
広域利用者(人)(※1)	229,194	325,237	274,470	266,867	270,265
広域利用率(%)(※2)	7.41	12.36	9.65	9.98	9.76

※1 広域利用者…自市町施設以外の6市町施設を利用した人数。

※2 広域利用率…総利用者に対する広域利用者(※1)の割合。

【レインボー婚活事業の実施】

都市圏における男女の出会いの機会の創出として、民間事業者と協力し、平成 24 年度から「縁結びレインボーパーティー」を実施しています。27 年度までに 5 回開催しており、合計 62 組のカップルが誕生しました。

【広域的な防災施策の実施】

災害時の相互応援協定に基づき、構成市町の防災担当部門による広域防災連絡会を平成 11 年度から定期開催しています。

防災課題に対する調査・研究とともに、構成市町の連携強化に努めており、19 年 3 月には、都市圏全体を対象とした「レインボー防災マップ」の改訂を行い、都市圏の避難場所等をひとつの地図にまとめました。

【広報紙相互掲載の実施】

構成市町の取組やイベント等を広く都市圏住民にお知らせするため、それぞれの広報紙において「レインボー情報」として相互に掲載する取組を行っています。自市町以外の情報に触れることで、都市圏住民相互の交流機会が広がっています。

【協議会体制の充実】

各種事業の推進のため、総会、幹事会、事務連絡会及び各連絡会のほか、さまざまな行政課題の解決や情報収集を目的とした広域行政課題研修会などを開催しています。また、平成 13 年度から 26 年度までの間、構成市町の職員の人材育成等を目的として、職員の相互派遣を実施しました。そのほか、川越駅東口アトレビル 1 階の川越市南連絡所内に「埼玉県川越都市圏情報サービスコーナー」を開設し、都市圏の観光情報や行政情報を提供しています。

(2) 構成市町の取組

【教えあい学びあい教室の企画・調整】

高齢者をはじめとして色々な特技・技術を持つ人が講師となり、住民同士が互いに教えあい学びあう教室や、各種講座を開催しています。



市民塾（坂戸市）

【さまざまな人材の活用】

教養やスポーツ、社会教育などそれぞれの分野で特技や専門知識を持つ方に登録していただき、希望する団体・住民に出前講座などを実施することにより、登録いただいた方の活躍の場を広げています。



子育てサロン（川島町）

【自然環境の保全等に関するイベント・補助事業の実施】

自然観察会や緑のカーテンコンテスト、各種補助事業などを実施し、環境保全への意識啓発を図るとともに、自然を守り育てるネットワークづくりを進めています。



野鳥観察会（鶴ヶ島市）

【テーマルートの開発や案内機能の充実】

観光コースやハイキングコースのホームページでの公開、ウォーキングマップの作成や観光案内板の設置などを行っています。また、都市圏に点在する観光資源を結びつけるとともに、回遊性の向上を図っています。



日和田山ハイキング（日高市）



花の里おごせ健康づくりウォーキング大会（越生町）

【公共交通の利用啓発】

ノーカーデーの実施、循環バスの運行のほか、交通関係計画の策定や交通事業者との連携による各種事業の実施など、さまざまな取組を通じて、公共交通を生かした、人中心のまちづくりを進めています。



市内循環バス（川越市）

【基本構想】

第1章 都市圏を取り巻く社会状況

(1) 少子高齢化の進展

厚生労働省による平成25年人口動態統計の年間推計によると、我が国全体の合計特殊出生率¹は、1.43となっており、17年以降微増傾向にありますが、現在の人口を維持していくのに必要な2.07を大きく下回っています。これに伴い、将来労働力人口²が減少していくため、現状においても社会を支える介護や建設分野では人手不足が深刻な中、今後さらに、さまざまな分野で人手不足が顕在化することが想定されており、産業の担い手の確保が大きな課題となっています。

また、同調査によると、26年10月1日現在、総人口に対する65歳以上人口の割合である高齢化率は、26.0%と過去最高となっており、すでに認知症高齢者の増加や地域における高齢者の孤立などの問題が生じています。今後も引き続き高齢化の進行が見込まれる中、不足する介護施設の問題だけでなく、高齢者の社会との関わりのある方や空き家の適切な管理や活用も喫緊の課題となっています。

このように、少子高齢化は、社会保障の世代間格差の拡大、将来労働力人口の減少に伴う経済の低迷などをもたらすだけではなく、さまざまな問題が連鎖的に顕在化することが見込まれ、国や地方自治体、住民、民間事業者など各主体が一体となって、これらの課題解決に向けて取り組むことが求められています。



¹ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。この数値によって、将来人口の自然増減を推測することができる。

² 労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口。

(2) 地方経済の低迷と地方創生

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入り、かつ、地方と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県）の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中に拍車をかけています。この地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することが、日本全体の少子化、人口減少につながっているとされています。

国は、こうした問題に対して国民とともに意識を共有しながら、国と地方がこれまでにない危機感を持ち、総力を挙げて取り組むことが重要として、26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。これにより、地方自治体には長期ビジョンや総合戦略の策定が努力義務化されました。

地方においては、これまでのような全国一律の取組ではなく、地域特性に応じた時代に合ったまちづくりを進めるべく、産官学金労言³といった各主体による連携や自治体間の連携を推進することで、地域に人や資金を呼びこみ、生産性が高い、活力にあふれた産業を形成し、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現していくことが求められています。

また、東京圏においては、日本の成長のエンジンとしての役割を果たしてきた重要性は変わらず、今後は日本のみならず世界をリードする「国際都市」として、ますます発展していくことが強く期待されています。



³ 産官学金労言：産業界、市町村や国等の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア。

(3) 安全・安心な暮らしへの意識の高まり

高齢化や核家族化の進行に伴い、振り込め詐欺等の特殊詐欺事件が相次いで発生しており、平成26年の被害総額は559.4億円となっています。警察をはじめとした行政では、被害防止に向けたさまざまな対策を行っているものの、その手口は日々巧妙になっており、被害額は年々増加しています。

また、全国各地で空き家の増加が社会問題化しており、家屋倒壊や放火、不審者の侵入の恐れなどが、地域における環境面・治安面での課題となっており、地方自治体では、空き家条例を制定するなどその対策が進められています。

自然災害についても、23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の被害をはじめ、近年は集中豪雨による土砂災害や竜巻の被害が多発しており、人々の生活への不安から防犯・防災に対する意識が高まっています。

このような中、行政として危機管理体制の強化や充実を図るだけでなく、住民同士が協力して支え合う「共助」の仕組みづくりとして、地域コミュニティ活動に対する支援や、地域で中心となる人材の確保や育成に関する取組が求められています。



(4) 環境問題の深刻化と意識の高まり

世界規模での人口の増加や経済活動に伴うエネルギー消費量の増加等を背景として、地球環境に対する負荷が増大しています。特に、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化は、平均気温や海面水位の上昇を引き起こすほか、極端な気象現象の発生や蚊等の媒介生物を介した感染症の拡大などさまざまな影響を及ぼす可能性があるといわれています。

こうした中、東日本大震災は、節電などの省電力対策や太陽光発電等の再生可能エネルギーに対する国民の関心を高めるきっかけとなり、企業や家庭において省エネ、緑の保全など地球温暖化対策に関する取組や、ごみの分別、リサイクルといった循環型社会に向けた取組が一層進められるようになりました。

また、NPOなどの活動団体を中心として、里山再生や生物多様性の確保など、自然との共生に向けた取組も継続的に進められています。

今後も、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野が、行政や住民、民間事業者など各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を形成することが求められています。



(5) 情報通信技術の進展

情報通信技術の進展とパソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及によって、私たちの生活の利便性は大幅に向上しました。これに伴い、行政においても、電子申請・届出や電子入札などのオンライン手続きの拡大や、SNS⁴を利用した情報発信を推進しているほか、平成27年10月にはマイナンバー制度を施行するなど一層の利便性の向上が見込まれます。

また、近年は、民間企業や大学等において、ビッグデータ⁵やオープンデータ⁶の活用によって新しい価値の創出や地域活性化などにつなげる取組が進められていることなど、情報通信技術の進展に伴い、「税」、「保健・医療」、「福祉」、「介護」、「教育」、「観光」などさまざまな分野において、その技術を生かした取組が期待されています。

しかし、その一方で、サイバー犯罪⁷や人為的ミスによる個人情報の漏えいなどを防止するため、これまで以上に情報セキュリティの充実を図る必要があるほか、大規模災害の発生に備え、重要情報の定期的なバックアップや分散保管などの徹底が求められています。



⁴ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英語：Social Networking Service）の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイトのこと。

⁵ ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

⁶ オープンデータ：著作権や特許などの規制を受けずに誰でも自由に利用できるデータ。

⁷ サイバー犯罪：コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪。不正アクセス、システム妨害、コンピューターウィルスの製造など。ネット犯罪とも称される。

(6) 国際化の進展

輸送技術や情報通信技術の進歩によって経済のグローバル化が進み、今日では、人々の身の回りには海外の製品や情報があふれています。

今後、多国間との経済連携によって、製品や産品に加え、労働力や知的財産権等も含めた幅広い経済の自由化が進むこととなり、海外との人・物・資金・情報・文化などの流れがさらに加速し、国際競争が激化していくことが見込まれています。

また、訪日外客数は、平成 25 年に年間 1,000 万人を超え、今後も 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリンピック」。）の開催に向けて、さらなる増加が期待されており、特に、近年のアジア諸国においては、急速な成長に伴って中間所得層が増加しており、観光需要の急増が予想されています。

このような経済のグローバル化や国際的な交流機会の増加に対し、地域経済として独自産業の確立や国際観光への対応が重要になるとともに、人々の国際理解や多文化共生の取組により国際化を担う人材の育成を図っていくことも求められています。



(7) 公共施設等の老朽化問題

高度経済成長期及びバブル経済崩壊直後の経済対策などで建設された公共施設等の老朽化が進行し、今後その更新時期が集中して訪れることとなります。

このため、国は、公共施設等の全体像を把握し、維持管理・更新を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治体に対して中長期的な視点に立った計画策定を求めており、また、このような取組は、安全な公共施設等によるサービスの提供を可能にし、地域の実情に合った将来のまちづくりにも資するものと考えられます。

今後も、人口減少や少子高齢化による税収の減少と社会保障関係費の増加などによって厳しい財政状況が続くと見込まれる中、一つの自治体が単独であらゆる公共施設等を整備し、更新していくことが困難な状況も想定され、統廃合や複合・多機能化、長寿命化などの取組に併せて、公共施設等の種類や地域の実情に配慮しながら、自治体の区域を越えた範囲で公共施設等に対する自治体間の役割分担や適正配置を検討していくことも重要な取組の一つとして期待されています。



(8) 地方分権

第1次・第2次地方分権改革⁸により、国と地方の関係を転換する「機関委任事務⁹制度の廃止」や地方に対する「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」など地方に対する規制が緩和されました。

その後、国は、これらの取組によって地方分権の基盤が概ね構築されたとしても、地域の諸課題は複雑化しているため、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が必要として、平成26年から、地方の発意に応じ選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式¹⁰」を導入しました。また、少子高齢化社会の進展により、多様化する住民ニーズに対して市町村が単独で従来どおりの行政サービスを継続的に提供していくことは困難であるとの考えから、市町村間の広域連携による行政サービスの提供について示唆し、同年に地方自治法を改正し、「連携協約¹¹」や「事務の代替執行¹²」などの制度も創設しました。

これにより、行政には自己決定・自己責任の原則のもと、限られた財源の中で、これまで以上に主体性を発揮し、かつ、住民の積極的な政策形成過程への参画を促すことによって、住民自治を強化・拡充し、協働して地域の実情に応じた個性を生かしたまちづくりが求められています。また、地域課題に応じた都市圏、関係者の広がりを念頭に多様なネットワークを活用し、効率的かつ利便性のよい広域的な行政サービスの提供について検討を進めていく必要があります。

⁸ 第1次・第2次地方分権改革：平成11年以降、国が推進してきた地方分権に関する取組。

⁹ 機関委任事務：法律または政令により、国または他の地方公共団体などから都道府県知事・市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務。平成12年地方自治法の改正により廃止。

¹⁰ 手挙げ方式：権限移譲について、全国一律の移譲が難しい場合には、希望する自治体に選択的に移譲する方式。

¹¹ 連携協約：他の自治体と連携して事務を行うに当たっての、基本的な方針及び役割分担を定めた協約。

¹² 事務の代替執行：事務の一部を当該自治体の名において、他の自治体の長等に管理・執行させること。

第2章 川越都市圏の概要

(1) 優れた交通体系

本都市圏は、東武東上線、西武新宿線により、首都圏との連結が確保されており、鉄道5社¹³による相互直通運転によって、横浜方面に至る広域的な鉄道ネットワークが形成されています。また、JR川越線、JR八高線、東武越生線など、鉄道網が張り巡らされており、これが都市圏の一体性に寄与しています。

高規格幹線道路としては、関越自動車道（以下、「関越道」。）が都市圏を南北に縦断し、川越、鶴ヶ島の2カ所のインターチェンジと坂戸西のスマートインターチェンジが整備されています。さらに、都市圏を横断する首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」。）においては、川島、坂戸、圏央鶴ヶ島及び狭山日高の4カ所のインターチェンジが整備されており、近い将来、都心から40～60km圏に位置する横浜市、厚木市、八王子市、つくば市、成田市及び木更津市等の都市を環状に結ぶネットワークが形成され、都心から放射状に伸びる高速道路が連結されます。

これにより、4,300万人を抱える首都圏全域のアクセス性が高まるばかりか、国際・国内空港や東京湾をはじめとする太平洋沿岸及び日本海沿岸地域と接続することとなり、都市圏の産業や観光などの面において、一層の効果が見込まれています。



¹³ 鉄道5社：東武鉄道、西武鉄道、東京メトロ、東京急行電鉄、横浜高速鉄道の5社。これにより、川越から横浜、元町・中華街方面へ乗り換えなしで移動できるようになった。

(2) 豊かな自然環境

本都市圏の西側（日高市、毛呂山町及び越生町）は、秩父盆地を取り巻く山地の東側にあたる外秩父山地に属しており、巾着田（日高市）、鎌北湖（毛呂山町）及び越生梅林、黒山三滝（以上、越生町）など里山の自然情緒にあふれ、古き良きふるさとを連想させる景観を形成しています。また、大小多くの河川が流れ、清流のイメージを形成する河川資源や湧水などを源とする池や沼にも恵まれています。高麗川（坂戸市、日高市及び毛呂山町）、越辺川（川越市、坂戸市、川島町、毛呂山町及び越生町）や太田ヶ谷沼（鶴ヶ島市）、伊佐沼（川越市）などでは貴重な水辺環境や生物の生息空間が維持されており、多様な生態系の保存に寄与しています。

近年の自然志向や体験型の観光ニーズの高まりによって、自然の中でのレクリエーションなどが活発に行われるようになり、都市圏の森林や清流は、都市圏住民をはじめとして多くの来訪者のリフレッシュの場となっています。

このように、都市圏の豊かな自然環境は、心の安らぎや生活環境の豊かさを育む貴重な財産であるとともに、観光資源としても重要な役割を果たしています。



越生梅林（越生町）



越辺川白鳥飛来（坂戸市・川島町）

(3) 多様な産業と研究・教育機能の集積

本都市圏は東京都内に近接し、関越道、圏央道といった高速道路や国道が通り、また、豊かな自然も多く残されているという恵まれた立地特性を有していることから、農業、工業、サービス業などの各産業が発展しています。

埼玉県による平成26年市町村勢概要によると、都市圏の農家数は県全体の約1割、経営耕地面積も約1割強を占め、近郊農業が盛んであり、栗やゆず、梅などは全国的にも有名です。工業は圏央道の各インターチェンジ周辺をはじめとして製造、物流などの工業団地が造成され、産業活動が活発に展開されており、特に、製造品出荷額は、県全体の約1割強を占めています。

また、都市圏には東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学、城西大学、女子栄養大学、埼玉女子短期大学のほか、埼玉医科大学、明海大学、日本医療科学大学の医療系大学も立地しており、構成市町では、こうした専門知識の集積である研究・教育機関と連携し、地域の活性化や医療・福祉分野など諸課題の解決に向けた取組を推進しています。



圏央道川島IC（川島町）



埼玉医科大学（毛呂山町）

(4) 歴史・文化資源の集積

本都市圏には、古代の朝鮮半島とのさまざまな交流が行われていた高麗神社（日高市）、埼玉県内では唯一毎年行われる流鏑馬^{やぶさめ}で有名な県内最古の神社建築といわれる出雲伊波比神社（毛呂山町）、国内最大級の道教のお宮である聖天宮^{せいてんきゅう}（坂戸市）、長さ 36 メートルの龍蛇^{りゅうだ}を作って雨乞いを行う脚折雨乞^{すねおりあまごい}（鶴ヶ島市）など、多くの歴史・文化資源が残され、先人の営みを今に伝えています。

都市圏の歴史は縄文時代に始まり、住居跡等の遺跡によって当時から住環境に適した地域であったことが伺えます。また、古墳・奈良時代には大陸からの文化が伝わりとともに、奈良時代初期には関東地方に散在していた朝鮮半島からの渡来人を集め高麗郡が置かれるなど、当時から国際的な文化の交流が盛んでした。中世以降も、鎌倉街道、川越街道、日光街道(日光脇往還)等を通じて交流の歴史は続き、江戸時代には北の守りとともに、新河岸川舟運を活用した物資の供給・集積地として重要視され、江戸文化を吸収しながら発展を遂げました。

近代以降も川越を中心に埼玉県第一の商業都市として発展し、人と人との交流を通じて文化や情報の発信拠点としてにぎわいをみせています。現在では、伝統と文化に培われた都市圏として、国内外からも多くの方が訪れています。

また、構成市町は、文化面での古くからの交流のほか、通勤通学や買い物、レジャー活動などの面でも相互の交流が活発であり、一体性の高い都市圏となっています。



脚折雨乞（鶴ヶ島市）



流鏑馬（毛呂山町）

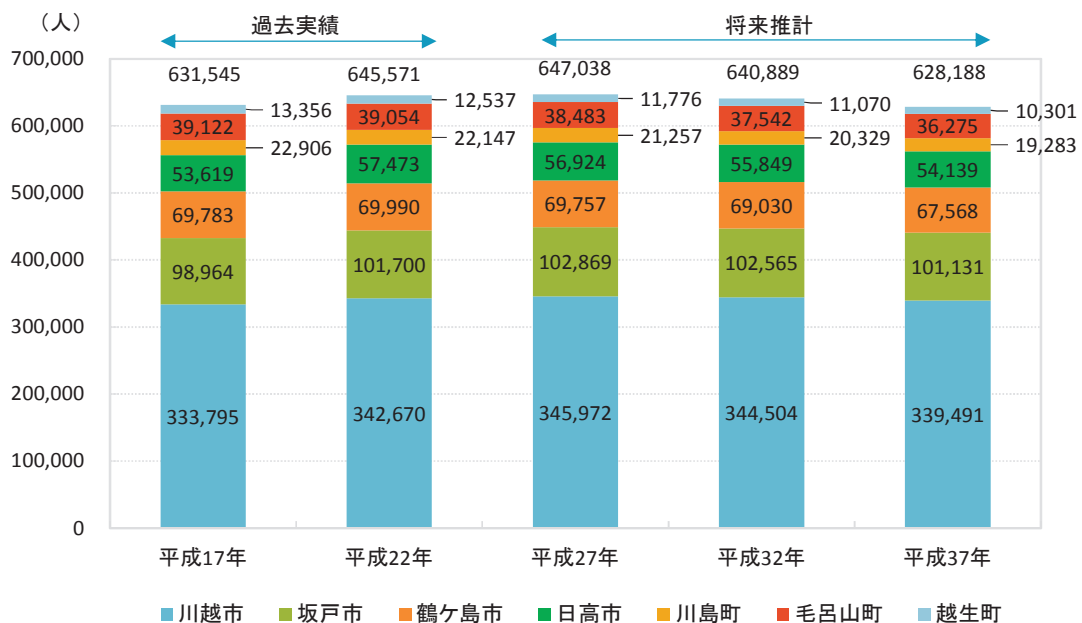
第3章 過去及び将来にかけての人口フレーム

(1) 構成市町別人口推移

平成17年から22年にかけて、都市圏全体の人口は増加傾向にありました。第2次レインボープランの策定期間である17年は631,545人であったのに対し、22年は645,571人であり、約2.2%の増加となっています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が25年3月に行った「日本の地域別将来推計人口」によると、都市圏の将来人口は、27年をピークに、その後は減少が見込まれています。また、37年には、628,188人と、27年を比べておよそ3%の減少が見込まれ、構成市町別では、川越市は339,491人、坂戸市は101,131人、鶴ヶ島市は67,568人、日高市は54,139人、川島町は19,283人、毛呂山町は36,275人、越生町は10,301人となっています。

過去の人口推移及び将来予測（構成市町別）

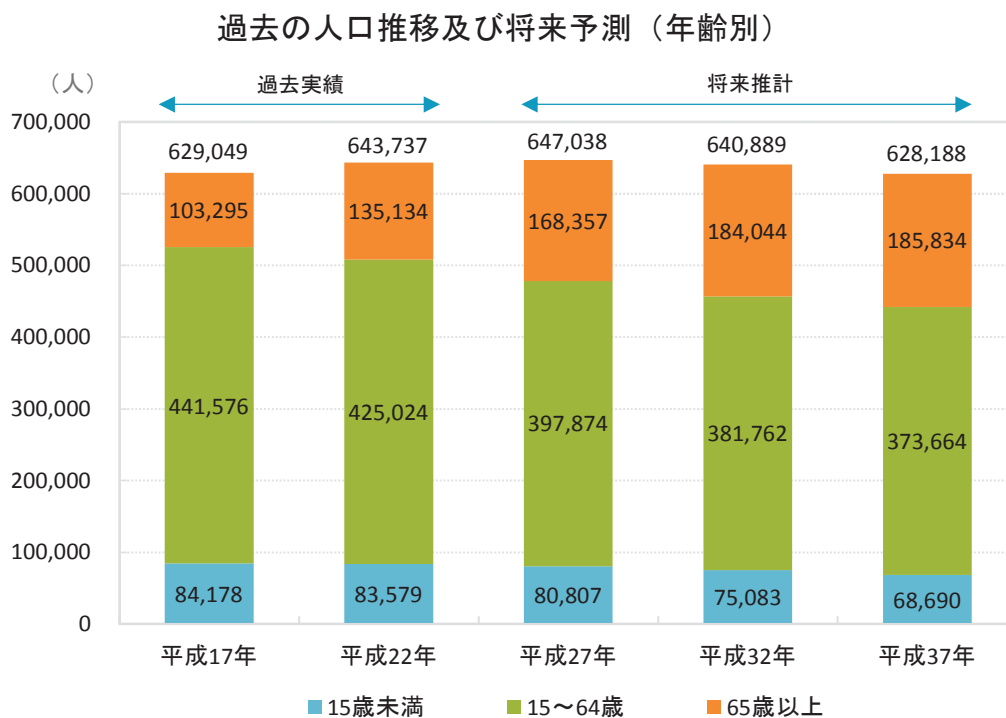


平成22年以前は国勢調査（平成22年10月1日現在）より作図
 平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 （平成25年3月1日現在）より作図¹⁴

¹⁴ 平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、各市町で「人口ビジョン」を策定しているが、人口減少を抑制するための施策を加味した人口シミュレーションであるため、本計画では、共通のデータに基づく推計を行う観点から、国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計を活用。

(2) 年齢区分別人口推移

年齢区分別にみると、15歳未満及び15歳～64歳では、平成17年から22年にかけて減少しており、その後も減少が見込まれています。一方、65歳以上では、17年から22年にかけて増加しており、その後も増加が見込まれています。



平成22年以前は国勢調査（平成22年10月1日現在）より作図
 平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 （平成25年3月1日現在）より作図
 (注)年齢不詳者は集計から除外しているため、国勢調査人口とは一致していない。

第4章 都市圏の将来像

文化や歴史、自然など、さまざまな魅力を生かし、構成市町が連携・協力して活力に満ちた都市圏を構築するため、都市圏を取り巻く社会状況などを踏まえた「まちづくりの3つの視点」に基づき、目指すべき将来像を定めます。

(1) まちづくりの3つの視点

まちづくりの視点

1

◆豊かな自然・景観の保全や歴史・文化を生かした交流が活発な都市圏

本都市圏は、情緒あふれる里山の景観や、清流のイメージを形成する河川資源など、豊かな自然環境を有しており、都市圏内外の人々に交流の場を提供しています。また、伝統と文化に培われた都市圏として発展し、現在でも多くの歴史・文化資源が残されています。

まちづくりの視点

2

◆産学官連携や外国籍住民との異文化交流など多様な主体がかかわる都市圏

本都市圏は、高速道路や国道、鉄道等により首都圏と連結されており、恵まれた立地特性を有しているほか、都市圏の環境を生かした農業、工業、サービス業などの各産業が発展しています。加えて、輸送技術や情報通信技術の進展によるグローバル化や国際的な交流機会が増大しています。

まちづくりの視点

3

◆人口減少・少子高齢化社会における効率的な都市基盤の整備による持続可能な都市圏

人口減少、少子高齢化社会の進行により、地方自治体は税収入の減少や社会保障関係費の増加など厳しい財政状況が続くと見込まれる中、広域的な行政サービスなどにより、健全かつ効率的な行財政運営を図る必要があります。また、東日本大震災をはじめとする自然災害や、犯罪の増加等に伴い、安全・安心な都市基盤の形成に関するニーズが高まっている一方で、地域コミュニティの再構築が求められています。

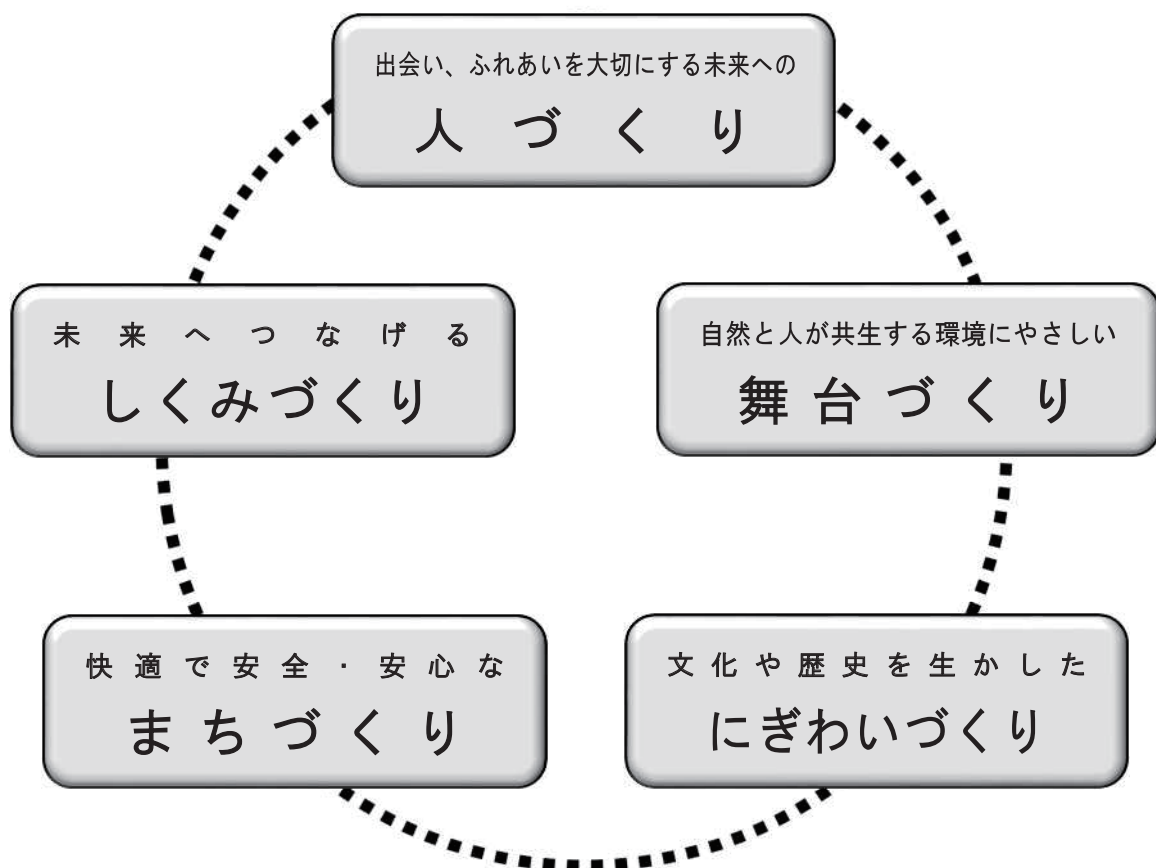
(2) 将来像

まちづくりの3つの視点を踏まえ、10年後の都市圏の将来像を以下のとおり定め、都市圏の構成市町と住民等が連携・協力を図りながら、その実現に向けた取組を進めます。

あふれる笑顔ときらめく緑
未来へつなげる文化交流都市圏

(3) 将来像の実現に向けた基本目標

第2次レインボープランの基本目標である「人づくり・舞台づくり・活力づくり・街づくり・しくみづくり」の継承という視点と本プランの将来像を踏まえ、以下のとおり、まちづくりの基本目標を定めます。

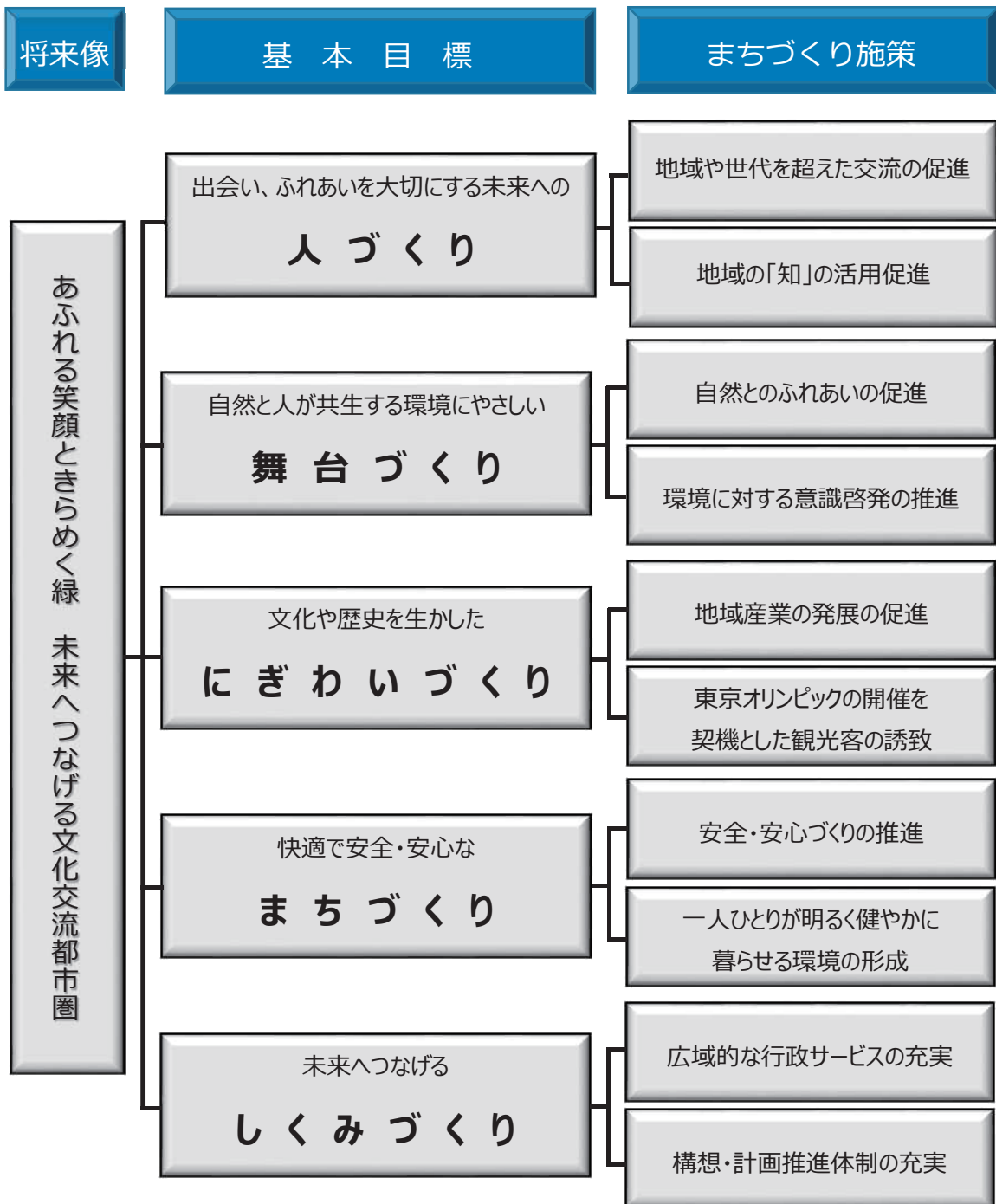


【基本計画】

序章 まちづくり施策の位置づけ

都市圏の将来像である「あふれる笑顔ときらめく緑 未来へつなげる文化交流都市圏」の実現には、基本目標に基づき、構成市町が相互に連携・協力してまちづくりを推進していくことが求められます。このため、それぞれの基本目標にまちづくり施策を位置づけ、事業の推進を図ります。

■まちづくり施策の体系図



第1章 出会い、ふれあいを大切にする未来への人づくり

(1) 背景と目的

本都市圏の人口は現在、約65万人ですが、将来予測では今後10年間で約2万人が減少し、約63万人となり、また、15歳未満の人口は現在より約15%減の約6万8千人、15歳～64歳の人口は約6%減の約37万3千人、65歳以上の人口は約10%増の約18万5千人とされています。

こうした少子高齢化社会の到来に加え、人々の生活スタイルの変化による他者との関わり合いの減少、核家族化といった家族構成の変化などによるコミュニティの希薄化が懸念されています。さらに、都心等に職場を持つ人の中では、地域との関わりが少なく、自らが高齢者となったとき、地域の中で孤立するようなケースが問題となっているため、若い頃から地域との関わりを持つことや、生涯にわたるような生きがいを持つことが重要とされています。

また、国際化の進展に伴い、各国との交流の活発化や都市圏における外国籍住民の増加が予想される中で、積極的に異文化と交流することにより、相互理解を深め、多文化共生を図ることが求められます。

このようなことから、地域に愛着や誇りを持ち、心豊かで魅力ある人間性を備えた都市圏の未来を担う「人」の育成を図るため、さまざまな交流や知識を習得する機会を通じて、「人づくり」を推進します。



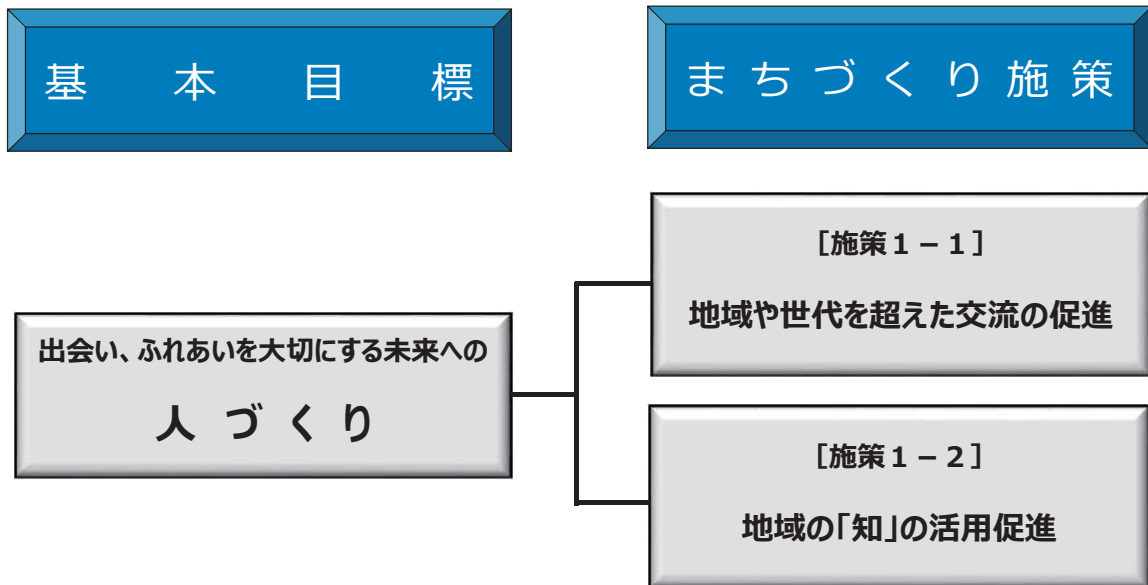
レインボーまつり in 川島 (川島町)



大学連携講座の開催 (坂戸市)

(2) 基本目標における施策の体系

基本目標「出会い、ふれあいを大切にする未来への人づくり」を達成するため、『地域や世代を超えた交流の促進』及び『地域の「知」の活用促進』をまちづくり施策として位置づけます。



【まちづくり施策の概要】

【施策1-1】 地域や世代を超えた交流の促進

都市圏に対する愛着や誇りを醸成するため、都市圏住民の出会いや交流を促進します。また、地域情報の発信・入手の場の創出や多文化共生に努めます。

【施策1-2】 地域の「知」の活用促進

教えあい・学びあいの機会を通じて、生涯にわたって成長していくことのできる環境を整備します。また、地域の「知」の活用や大学連携講座の広域利用を推進します。

(3) まちづくり施策 1-1 地域や世代を超えた交流の促進

I 施策の目的

地域や世代を問わず、また、国籍や文化の違いを超えた多様な出会いや交流、相互のふれあいを通じて、都市圏住民の地域に対する愛着や誇りを醸成します。

II 事業内容

■都市圏住民の出会い・交流の促進

レインボーまつりやレインボー婚活、スポーツ大会など、さまざまなイベントを通じて、都市圏住民同士の出会いや交流を促進します。

■地域情報の発信・入手の場の創出

都市圏住民がフェイスブックやツイッターといったSNS等を活用して、地域の身近な情報を手軽に発信・入手でき、かつ、住民同士のコミュニケーションが図れる場の創出について検討します。また、都市圏住民による「レインボー特派員」を任命し、都市圏の魅力や構成市町の取組を誌面等で情報発信する仕組について検討します。

■多文化共生の推進

都市圏に暮らす外国籍住民や留学生、国際交流を推進するNPOなどと協力、連携し、多言語による都市圏の情報発信を行います。また、異文化交流・体験イベントなどの企画・実施について検討を進め、異文化交流の機会を創出し、多文化共生への理解を深めます。

III 事業推進体制

■協議会は、さまざまな都市圏住民の交流イベントを企画・実施します。また、構成市町やNPO等と連携・協力のもとに地域情報や多文化共生に関する情報の発信・共有基盤の構築などについて検討します。

■構成市町は、地域情報を協議会に提供するとともに、住民による交流イベントの企画・運営への協力を行います。また、多文化共生に関する施策を推進します。

(4) まちづくり施策 1-2 地域の「知」の活用促進

I 施策の目的

優れた知識が集積されている都市圏の大学や伝統・文化など、地域の「知」を活用して気軽に学ぶ機会を提供することによって、住民一人ひとりが主体的に興味のある分野について学び、生涯を通じて成長していくことのできる環境づくりを推進します。

II 事業内容

■ 教えあい・学びあいの促進

構成市町の各施設で開催される、さまざまな生涯学習に関する講座や講演会などを専用のホームページ等で紹介することによって、都市圏住民の学ぶことに対する意欲に応えます。また、都市圏の優れた「知識」を持つ人材による講座や講演会を開催し、「知」の伝承に努めるとともに、培った能力や知識を有する高齢者の生きがいの場の提供に努めます。

■ 大学連携講座の広域利用

優れた知識が集積されている都市圏にある大学や専門学校等による公開講座や講習会、シンポジウムなどの開催情報を収集し、積極的に都市圏住民に発信します。また、学校等と連携・協力した講座などの開催を推進します。

III 事業推進体制

- 協議会は、「教えあい・学びあい」に関する情報を管理・発信するとともに、大学関連講座の情報の発信や連携講座の企画・実施について検討します。
- 構成市町は、「教えあい・学びあい」に関する情報を協議会に提供するとともに、大学連携事業や地域社会への社会参画・高齢者の生きがい対策の推進を図ります。

第2章 自然と人が共生する環境にやさしい舞台づくり

(1) 背景と目的

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因とされる地球温暖化による気候変動は、さまざまな分野や地域で深刻な影響を及ぼすことが指摘されており、温室効果ガスの排出量削減による、低炭素社会の構築が求められています。また、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会活動は大気汚染や水質汚染などを引き起こし、さらに、都市化の進展は緑地を減少させ、多様な生物の生息環境を侵食するなど、自然環境に深刻な影響を与えています。

本都市圏の大きな特徴として、清流や森林などの豊かな自然環境が挙げられ、これらは、多様な生態系を生み出しており、水辺環境や生物空間の確保に寄与しています。また、都市圏住民の相互の交流の機会や、自然体験の機会等を提供する貴重な役割も果たしているほか、自然環境を受け継ぐ、次世代の環境教育の場としての活用が期待されます。

こうしたことから、より多くの都市圏住民が豊かな自然環境を認識、再認識するとともに、地球温暖化対策や循環型社会、自然との共生に関する認識を深められるよう、広域的な自然環境に関するさまざまな活動や意識啓発を通じて、「舞台づくり」を推進します。



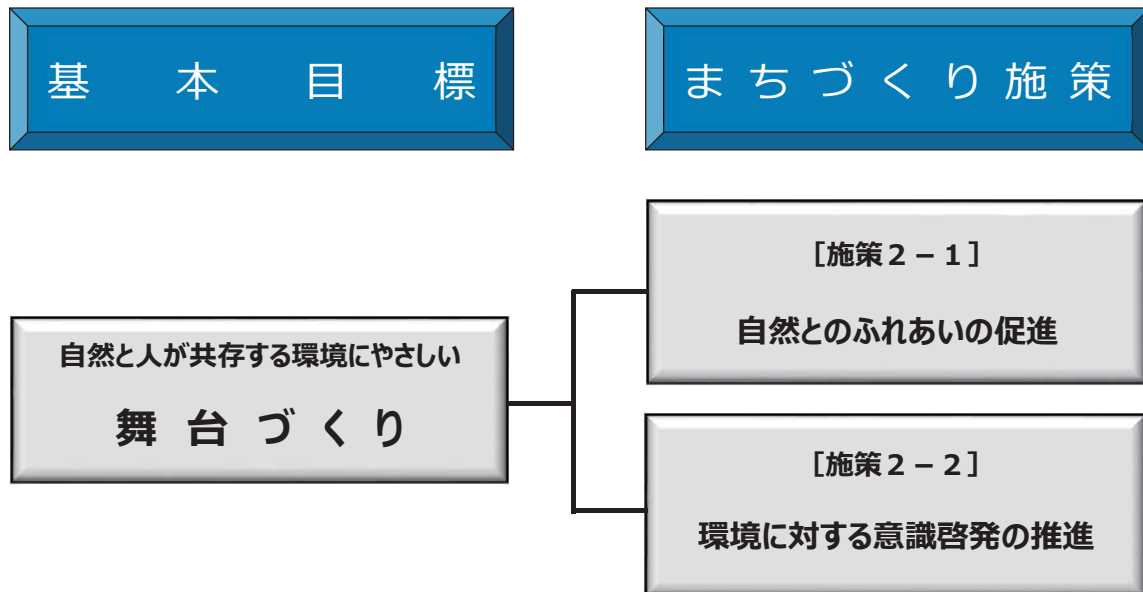
曼珠沙華（日高市）



ハイキング大会（越生町）

(2) 基本目標における施策の体系

基本目標「自然と人が共生する環境にやさしい舞台づくり」を達成するため、『自然とのふれあいの促進』及び『環境に対する意識啓発の推進』をまちづくり施策として位置づけます。



【まちづくり施策の概要】

【施策2-1】 自然とのふれあいの促進

都市圏にある貴重な自然環境を生かし、自然体験イベントの開催や、地域の作物を活用した料理教室の開催など、都市圏の自然にふれあう機会の創出に努めます。

【施策2-2】 環境に対する意識啓発の推進

住民自らが積極的に環境活動に取り組む意識の醸成を図るため、環境に対する知識の習得及び意識啓発の推進や、各種イベントを通じた環境保全の推進に努めます。

(3) まちづくり施策 2-1 自然とのふれあいの促進

I 施策の目的

自然観察体験や農作業体験などを通じて自然を身近に感じるにより、都市圏の豊かな自然に恵まれて生活できることの大切さを認識・再認識する機会の創出に努めます。

II 事業内容

■自然体験イベントの開催

構成市町やNPOなどの環境に関する関係諸団体と連携・協力して、身近にある公園などの緑地や雑木林、湿地や川、湖沼といった水辺空間において、野生生物や草花などの植物の生態を学ぶ自然観察体験や、里山ハイクや川遊び、植樹体験などを通じて、楽しみながら身近にある自然を感じる機会の提供に努めます。

■農業体験の推進

都市圏の農家や農業生産法人、NPOなどと協力して、身近な自然にふれることのできる農業体験や教育ファーム¹⁵の実施について検討します。また、地域の作物・野菜を活用した料理教室などを通じて、地域の食材を味わうことで、地域の良さを感じる機会の場の提供に努めます。

III 事業推進体制

- 協議会は、構成市町やNPO等の環境に関する関係諸団体と連携・協力のもと、都市圏の自然体験イベントや農業体験の企画・実施について検討します。
- 構成市町は、協議会の自然体験イベントや農業体験に関する企画・実施への協力を行うとともに、自然環境の保全の取組を推進します。

¹⁵ 教育ファーム：自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作物等の体験の機会を提供する取組。

(4) まちづくり施策 2-2 環境に対する意識啓発の推進

I 施策の目的

講演会やセミナーなどの学習機会の提供や、各種イベント、キャンペーンなどを通じて、環境への意識啓発を推進します。

II 事業内容

■環境に対する知識の習得及び意識啓発の推進

埼玉県のアドバイザー制度などの活用やNPOと連携・協力し、環境問題(自然環境・環境保全・生活環境・環境学習等)に関する専門的な知識や豊富な経験を有する方による講演会やセミナーを企画するとともに、ごみ焼却施設などの環境関連施設の見学会を実施することにより、都市圏住民の意識啓発を図ります。

■各種イベントの実施を通じた環境保全の推進

ごみゼロキャンペーン、環境省が推進する「ライトダウン」キャンペーンに関連したイベントの実施や、こどもエコクラブ活動¹⁶の実施検討など、環境を考える機会の創出に努めます。また、エコファミリー大賞の実施や、フリーマーケットなどの開催を通じたリサイクル活動を推進します。

III 事業推進体制

- 協議会は、環境に対する知識の習得及び意識啓発の推進に関する講演会やセミナー、また、環境保全に関する各種イベントの企画・実施について検討します。
- 構成市町は、これらの取組に関する企画・実施への協力を行うとともに、住民の環境保全などに関する意識啓発を推進します。

¹⁶ こどもエコクラブ活動：人と環境の関わりについての子どもたちの理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする環境活動のクラブをいう。

第3章 文化や歴史を生かしたにぎわいづくり

(1) 背景と目的

本都市圏は、産業・研究教育機能が集積されているほか、多くの歴史的、文化的遺産や特産品を有しています。今後は、東京オリンピックの開催に向けて外国人観光客の一層の増加が見込まれるほか、圏央道の整備によって、交流人口の増加や都市圏の各インターチェンジ周辺における物流施設等の増加が期待されています。

さらに、埼玉県や構成市町では、人口減少の克服と地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、平成31年度までの期間において、この戦略に基づく各種施策を集中的かつ計画的に進めることとなっています。

このため、協議会においては、これらを契機として、一層の交流人口の増加や若い世代の定住につなげていくため、歴史的、文化的遺産や特産品などの優れた既存資源や地方創生の取組により生み出された新たな魅力を効果的に情報発信するとともに、さまざまな広域観光の施策を通じて、「にぎわいづくり」を推進します。



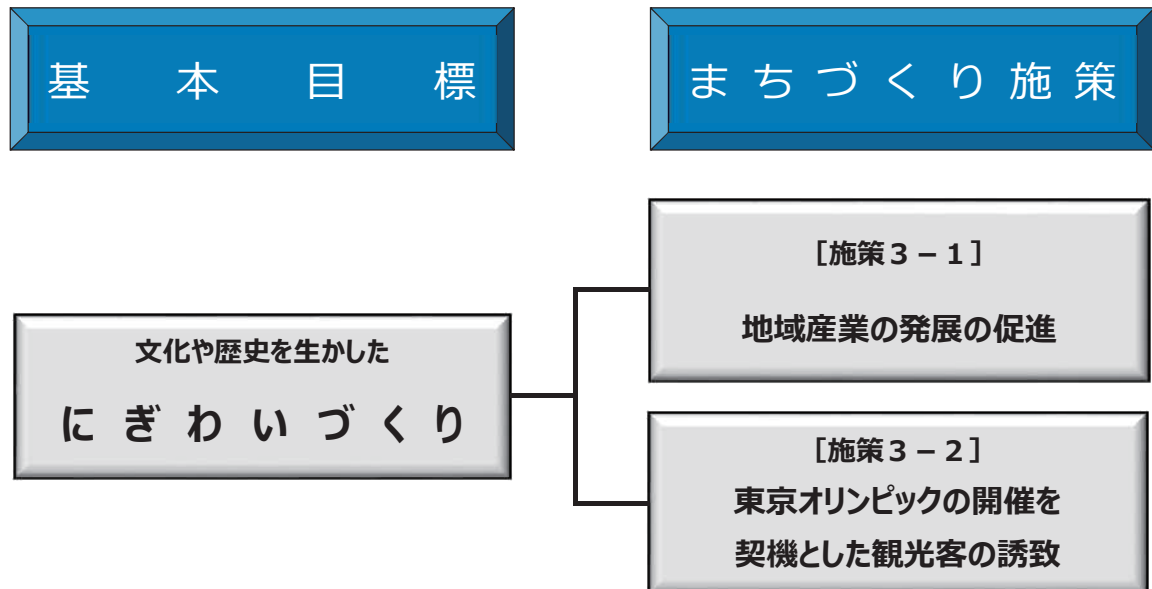
坂戸よさこい（坂戸市）



桂木ゆず（毛呂山町）

(2) 基本目標における施策の体系

基本目標「文化や歴史を生かしたにぎわいづくり」を達成するため、『地域産業の発展の促進』及び『東京オリンピックの開催を契機とした観光客の誘致』をまちづくり施策として位置づけます。



【まちづくり施策の概要】

【施策3-1】 地域産業の発展の促進

都市圏の優れた製品や農産物のブランド化や都市圏にある企業と大学・高校の交流機会の場の創出により、雇用の確保や産業の活性化を図ります。

【施策3-2】 東京オリンピックの開催を契機とした観光客の誘致

広域観光の取組や、都市圏内外への情報発信など観光サービスの一層の充実を図り、観光客の増加につなげます。

(3) まちづくり施策 3-1 地域産業の発展の促進

I 施策の目的

都市圏の優れた製品や農産物をオンリーワンの産物として全国に情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、雇用の確保と就職先の選択肢の拡大など、企業側と学生側のそれぞれのニーズに応えるとともに、既存産業の一層の発展を目指すため、産官学の交流を促す機会の創出に努めます。

II 事業内容

■都市圏ブランドの確立

都市圏にある豊かな農産物や地元食材を使用した特産品、優れた技術に基づく工業製品等を、都市圏ブランドとして多様な情報発信手段を活用し、積極的に発信します。また、アンテナショップの開設などを通じて販路の拡大、売上増加を図ります。

■企業・学生の交流の場の創出

学生を対象とした都市圏の企業への見学会やインターンシップの実施など、若者の都市圏での就労機会の創出や、企業の人材確保につながる仕組みについて調査・研究します。

III 事業推進体制

- 協議会は、都市圏にある特産品等の積極的なPRを通じて、都市圏ブランドとして育成することについて検討します。また、企業と学生のマッチングの場の創出について検討します。
- 構成市町は、産業博覧会などを通じて、企業と大学の交流拡大を推進するとともに、特産品などのブランド化に努めます。

(4) まちづくり施策 3-2 東京オリンピックの開催を契機とした観光客の誘致

I 施策の目的

都市圏の豊富な観光資源を生かしつつ、新たな魅力を発掘し、広域観光サービスの一層の充実を図るとともに、観光情報の発信・強化に努め、東京オリンピックの開催を契機とした観光客の誘致を推進します。

II 事業内容

■ 広域観光の推進

東京オリンピックの開催を踏まえ、都市圏にあるビューポイントやグルメなどの新たな魅力と既存の観光資源と組み合わせた、外国人観光客も楽しめる広域観光ルートの設定など、広域的な観光施策を推進します。

■ 都市圏内外への魅力発信

広域観光キャンペーンの実施やファムツアー¹⁷を企画するとともに、多様な情報発信手段を活用し、都市圏の魅力を積極的に発信します。また、都市圏で学ぶ学生・留学生等と協力しながら、若者の視点を取り入れた情報発信や、海外への情報発信を推進し、外国人観光客の増加につなげます。

III 事業推進体制

- 協議会は、さまざまな広域観光に関する事業を企画・実施するとともに、構成市町や関係機関と連携し、東京オリンピックの開催を契機とした観光施策に積極的に取り組みます。
- 構成市町は、自市町の魅力の向上とそれらの効果的な情報発信や、観光案内板の多言語標記など観光客の受入基盤の充実に努めるとともに、協議会と連携を図りながら、広域観光の取組を推進します。

¹⁷ファムツアー：「familiarization（＝慣れ親しませる）ツアー」の略。誘客促進のため、旅行業者を対象に現地視察をってもらうツアー。

第4章 快適で安全・安心なまちづくり

(1) 背景と目的

近年、高齢化や核家族化の進行などによって、振り込め詐欺等の特殊詐欺事件の増加や空き家の増加に伴う治安の悪化が問題視されているほか、東日本大震災をはじめとして自然災害による被害が各地で発生していることなどにより、人々の防犯・防災に対する意識は高まっています。また、平均寿命が延びていることなどを背景として、高齢者を中心に健康づくりに関する意識も高まっています。

このような中、構成市町では、自治会・町内会を中心として、防犯・防災や健康長寿に関するさまざまな取組が活発に行われています。また、一部の地域では、自治会や民生委員、企業やNPOなどの多様な主体により組織された団体により、地域全体で、助け合い、支え合う地域づくりを進めるなどの先駆的な取組も見られます。

今後も、こうした地域が主体となった防犯・防災活動などによる日常生活の安全の確保や健康づくりなどを通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていくとともに、ライフステージに応じた行政サービスの充実を図っていくことが必要です。

このため、地域で活動するさまざまな団体同士の交流の促進や健康なまちづくりの実現に向けた取組のほか、保育所の広域利用といった福祉面の取組などを通じて、快適で安全・安心な「まちづくり」を推進します。



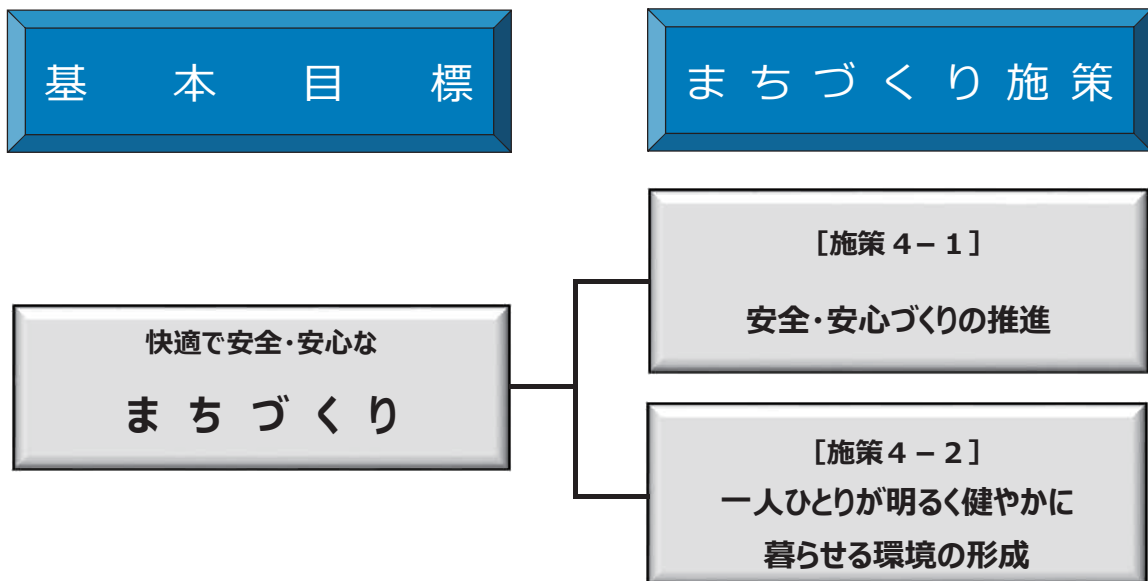
防災訓練（鶴ヶ島市）



めざせラジオ体操マスター（川越市）

(2) 基本目標における施策の体系

基本目標「快適で安全・安心なまちづくり」を達成するため、『安全・安心づくりの推進』及び『一人ひとりが明るく健やかに暮らせる環境の形成』をまちづくり施策として位置づけます。



【まちづくり施策の概要】

【施策4-1】 安全・安心づくりの推進

防犯・防災などに関する講演会や講座の開催の企画・実施に努めるとともに、先駆的な地域コミュニティ活動の情報を発信し、都市圏住民や地域のさまざまな団体の交流を促進し、安全・安心なまちづくりを推進します。

【施策4-2】 一人ひとりが明るく健やかに暮らせる環境の形成

健康長寿に関する取組を推進するとともに、都市圏住民が必要とする保健や福祉のサービスに関する広域的な連携について調査・研究を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(3) まちづくり施策 4-1 安全・安心づくりの推進

I 施策の目的

講演会やセミナー、キャンペーンなどを通じて、地震や火災などの災害や振り込め詐欺などの身近な犯罪について、普段から正しい知識を持つことによって、災害時における冷静な対応や、犯罪に巻き込まれないための意識啓発に努めます。また、犯罪の予防や災害時・復旧時の「支え合い・助け合い」といった地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

II 事業内容

■防犯・防災の意識づくり

犯罪被害の未然防止、災害時の対応や被害を防止・軽減する効果的な対策について学び、防犯・防災の意識を高めるため、専門家等による講演会や講座、防犯・防災キャンペーンなどの企画・実施に努めます。

■コミュニティ意識の醸成

自治会やNPOなどのボランティア団体等による地域におけるコミュニティ意識の活性化に資する先駆的な取組を紹介し、地域コミュニティ活動への参加を促します。

III 事業推進体制

- 協議会は、防犯・防災の意識づくりのため、講演会や講座、防犯・防災キャンペーンの企画・実施について検討するとともに、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき、防災に関する情報交換及び調査研究に努めます。また、地域コミュニティ活動に関する情報提供に努めます。
- 構成市町は、協議会と連携・協力を図るとともに、警察や消防などの関係機関との連携も強化し、防犯・防災の取組を推進します。また、地域コミュニティ活動に対する支援などを充実し、コミュニティ意識の醸成を図ります。

I 施策の目的

健康づくりや子育て支援などの保健・福祉に関するサービスの広域的な連携について検討し、子どもから高齢者までの都市圏住民一人ひとりが、健康で安心して生活を送ることができるような環境の形成を図ります。

II 事業内容

■健康づくりの推進

健康教室や特定健診等の健康サービスに関する広域的な利用を推進するとともに、都市圏の自然環境を生かしたウォーキングイベントの開催、健康づくりマイレージ事業¹⁸などの実施を検討します。

■広域的な福祉体制の構築

子育て家庭のニーズに応じた保育所の広域入所、子育て支援のネットワークの構築に関する事項や、高齢者の見守りをはじめとした地域福祉活動の推進など、広域的な福祉体制の構築について検討します。

III 事業推進体制

- 協議会は、健康づくりに関するイベントの実施や、各市町の境界付近における福祉のサービスの広域利用などについて検討します。
- 構成市町は、協議会との連携・協力を図るとともに、さまざまな健康長寿に関する取組や子育て支援施策を推進します。

¹⁸ 健康づくりマイレージ事業：あらかじめ指定する健康づくりに関する取組（特定健診・がん検診、健康教室、スポーツ大会など）に参加した場合や、あらかじめ指定する健康増進に関する要件（一定の歩行距離の達成、禁煙達成、メタボ解消など）を満たした場合にポイントを付与し、一定のポイントに達した住民に特典（特産品や記念品のほか、認定証や表彰なども含む）を付与する制度。

第5章 未来へつなげるしくみづくり

(1) 背景と目的

近年急速に進行している人口減少や少子高齢化は、さまざまな問題を顕在化させつつあります。構成市町においても、税収入の減少と社会保障関係費の増加などによる財政状況の悪化が懸念されており、施策の優先度や選択に関する検討を含め、一層効率的な行財政運営が迫られています。一方で、都市圏住民のニーズは多様化しており、こうしたニーズに適切に対応し、生活満足度の維持・向上に努めていくことが求められています。

こうした課題の解決に向けた取組の一つとして、構成市町が単独で行政サービスを提供するのではなく、互いの実情に応じて役割分担をするなど、広域的な連携による行政サービスの提供を図っていくことが考えられます。

このようなことから、構想・計画の推進体制の充実を図るとともに、都市圏住民への行政サービスの向上の視点を踏まえたさまざまな施策の調査・研究を通じて、未来へつなげる「しくみづくり」を推進します。



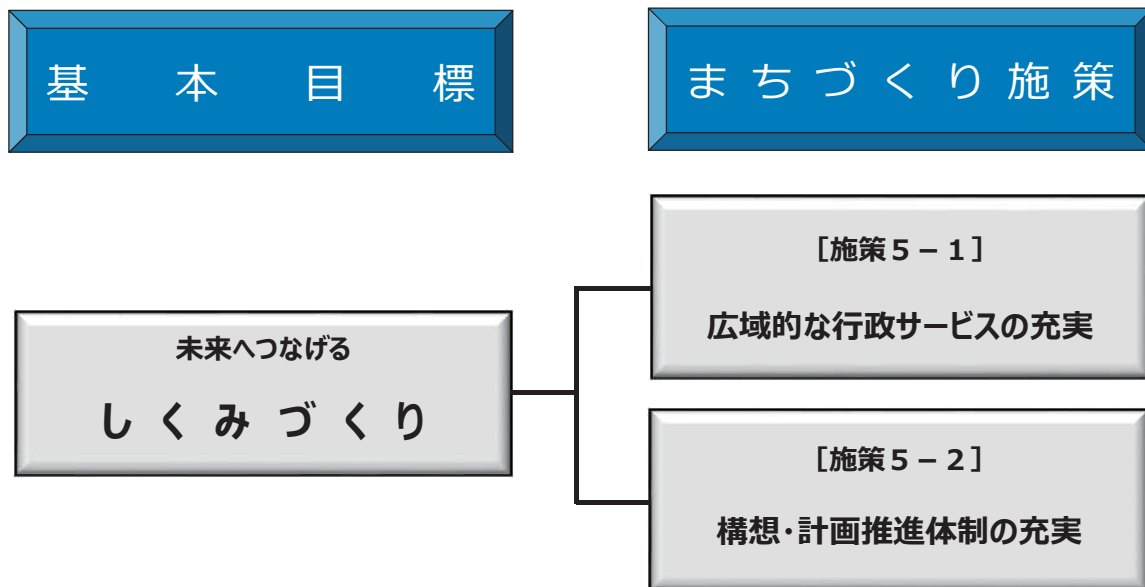
ウェスタ川越（川越市）



川越地区消防組合（川越市・川島町）

(2) 基本目標における施策の体系

基本目標「未来へつなげるしくみづくり」を達成するため、「広域行政サービスの充実」及び「構想・計画推進体制の充実」をまちづくり施策として位置づけます。



【まちづくり施策の概要】

【施策5-1】 広域的な行政サービスの充実

公の施設の相互利用など都市圏住民にとって利便性の高い行政サービスを提供し、生活満足度の向上を図るとともに、一層効果的な行政サービスの提供及び行政運営を推進します。

【施策5-2】 構想・計画推進体制の充実

協議会の体制充実を図るとともに、埼玉県等の関係機関や構成市町の各担当部局との連携を強化し、さまざまな情報発信手段の整備をはじめとした各種事業の計画的な実施に努めます。

(3) まちづくり施策 5-1 広域的な行政サービスの充実

I 施策の目的

広域的な連携の取組によって、都市圏住民にとって利便性の高い行政サービスを提供し、生活満足度の向上を図るとともに、効率的な行政運営に努めます。

II 事業内容

■ 公の施設の相互利用の推進

公の施設の相互利用の一層の推進を図るために、各施設で開催される講演会やセミナー、レクリエーションなどの情報を積極的に発信します。

■ 効果的な行政サービスの提供及び行政運営の推進

都市圏住民の暮らしの向上につながる事務の権限移譲や航空写真撮影による地図作成業務などの共同処理について調査・研究します。また、協議会による広域行政課題研修会を開催し、職員の職務能力の向上を図ります。

III 事業推進体制

- 協議会は、公の施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事業の拡大や充実を図るなど、広域的な行政サービスの提供や行政運営に努めます。
- 構成市町は、協議会と連携・協力を図りつつ、各種施策を推進します。

(4) まちづくり施策 5-2 構想・計画推進体制の充実

I 施策の目的

適切な組織体制、情報発信手段のあり方について検討し、計画的な事業の推進に努めます。

II 事業内容

■協議会の体制充実

協議会の組織や事業内容、各部会のあり方について検討を進め、より強力に組織体制の構築に努めます。また、レインボープランの推進に向けて、埼玉県等の関係機関や構成市町間の連絡調整を図るとともに、各種補助金の活用を踏まえた協議会運営に努めます。

■情報発信手段の整備

広報誌や構成市町のホームページの情報発信に加え、専用ホームページの構築やSNSなどの情報発信手段の整備・活用について検討し、各種事業の推進に努めます。

III 事業推進体制

- 協議会は、構成市町の連携を一層強化し、運営体制の充実を図ります。また、構成市町の各担当部局や関係機関との調整役となり、基本計画の事業内容に取り組みます。
- 構成市町は、協議会と連携・協力を図りつつ、各種施策を推進します。



第6章 地方創生関連（地域間連携）の主な取組【再掲】

構成市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種事業内容を踏まえ、協議会としても構成市町が相互に連携し、地方創生関連（地域間連携）の事業に積極的に取り組みます。（まちづくり施策の再掲）

■まちづくり施策1-1 地域や世代を超えた交流の促進

I 基本目標

「出会い、ふれあいを大切にする未来へのひとづくり」

II 事業内容

「都市圏住民の出会い・交流の促進」（レインボー婚活事業）

III 事業目的

都市圏内における男女の出会いの場を創出し、結婚気運の醸成を図るとともに、地域間での交流をはぐくむことで、人と人とのふれあいを通じた生きがいがいづくりに寄与する。

IV 事業効果

■都市圏内の定住化（少子化対策）

成婚者数を増やし継続的な取組とすることにより、都市圏内の定住化や少子化対策としての効果が期待できる。

■都市圏の魅力の再発見

婚活事業の中に、都市圏の魅力の要素を取り入れることで、魅力を再発見する機会を提供できる。

■都市圏への愛着の醸成

都市圏の魅力をPRすることで、愛着の醸成が図られる。

I 基本目標

「文化や歴史を生かしたにぎわいづくり」

II 事業内容

「都市圏ブランドの確立」

III 事業目的

構成市町が定期的に川越市内に開設されたアンテナショップを活用し、地域の特産品を観光客にPRすることにより販路拡大を図る。また、多様な情報発信手段を活用し、都市圏の特産品や工業製品等を都市圏ブランドとして積極的に発信し、地域産業の活性化を図る。

IV 事業効果

■効果的な情報発信

年間 650 万人を超える観光客を有する川越市において積極的にPRすることや協議会が構築したSNSなどを活用することにより、効果的な情報発信が可能となる。

■都市圏への愛着の醸成

都市圏の特産品などを積極的にPRすることにより、認知度の向上や愛着の醸成が図られる。

■地域の活性化

都市圏の特産品や工業製品等を都市圏ブランドとしてさまざまな手段や方法でPRすることによって、販路拡大や売上増加につながり、都市圏の活性化が期待できる。

■ まちづくり施策 3-2 東京オリンピックの開催を契機とした観光客の誘致

I 基本目標

「文化や歴史を生かしたにぎわいづくり」

II 事業内容

「広域観光の推進・都市圏内外への魅力発信」

III 事業目的

東京オリンピックの開催を踏まえ、都市圏にあるビューポイントやグルメなどの新たな魅力と既存の観光資源と組み合わせた、外国人観光客も楽しめる広域観光ルートの設定することにより、一層の観光客の誘致を図る。また、都市圏で学ぶ学生・留学生等と協力しながら、若者の視点を取り入れた情報発信や、海外への情報発信を推進し、外国人観光客の増加につなげる。

IV 事業効果

■ 幅広い世代や外国人の観光客の誘致

都市圏の豊富な観光資源を活用するとともに、学生・留学生と連携協力して、観光施策に取り組むことにより、幅広い世代や外国人の観光客の獲得が期待できる。

■ 地域の活性化

観光客の増加により、都市圏の観光スポットの認知度の向上や特産品の販売促進が見込まれ、都市圏の活性化が期待できる。

■ 都市圏の魅力の発見・再発見

構成市町のホームページ等で広域観光ルート等を掲載することにより、都市圏の魅力を発見・再発見することができ、都市圏への愛着の醸成のきっかけづくりが可能となる。

【資料】

(1) 協議会設立までの経緯と協議会事業等の経緯

【協議会設立までの経緯】

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会は、昭和62年9月に設立された、埼玉県南西部地域中心都市圏（川越地区）整備推進協議会（川越市・狭山市・坂戸市・鶴ヶ島町・日高町・川島町）を前身とし、平成6年7月の毛呂山町及び越生町の加入、平成7年3月の狭山市の退会を経て、現在に至っています。

【協議会事業等の経緯】

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 7. 4. 1	名称変更	埼玉県南西部地域中心都市圏（川越地区）整備推進協議会 ↓ 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会 （川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町）
平成 8. 3	基本構想・基本計画 策定 （レインボープラン）	1 将来像 「豊かな自然の中で新たな交流を生み出す自立文化都市圏」 2 基本目標 (1) 出会い、ふれあいを大切にする 交流の主演となる人づくり (2) 歓声のこだまする交流の花開く舞台づくり (3) 新たな生活文化が創造される 交流を醸し出す雰囲気づくり (4) 感動と活力を生み出す 交流の軸となる路（みち）づくり (5) 多様な生活ニーズに応え魅力あふれる 交流を演出するしくみづくり
平成 9. 6.20	広報紙相互掲載開始	1 目的 都市圏住民の利便性の向上と住民相互の交流機会の拡充を図る。 2 内容 構成市町のイベント、施設情報などを、統一の紙面により、既存の広報紙に年4回掲載。 ・発行日 1日 坂戸、鶴ヶ島、日高、越生 20日 川島、毛呂山（H16より変更） 25日 川越 ・発行月 6月、9月、11月、2月

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 9. 7. 1	図書館相互利用開始	<p>1 目的 都市圏住民の学習の場を拡大し、教育、文化の向上を図る。</p> <p>2 内容 圏域住民であれば圏域内の公立図書館をどこでも利用することができる。ただし、館外利用できる資料は図書のみ。カードは図書館ごとで、借りた図書は借りた図書館に返却。</p>
平成 9. 9. 8	レインボー交流促進事業助成事業開始 (平成9年度～11年度)	<p>1 目的 都市圏住民の交流を図り、都市圏における一体感の創出に資する。</p> <p>2 内容 構成市町等が実施する事業の内、対象者を広く行政区を越えて実施する事業に対し助成金を交付する。3年間の期限付補助制度。</p>
平成 10. 6. 1	「災害時における相互応援に関する協定書」締結	<p>相互応援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 ・職員の派遣 ・避難場所、避難施設の提供など
平成 11. 2.12	広域防災連絡会設立	<p>1 目的 災害時における相互応援に関する協定に基づき、構成市町の連絡調整を密にし、圏域住民の安全と生活の安定に資する。</p> <p>2 内容 防災行政に関する各種調査及び研究活動を行う。</p>
平成 11.10.21	川越都市圏情報サービスコーナー供用開始	<p>1 運営主体 川越都市圏まちづくり協議会</p> <p>2 業務内容 圏域住民の住民票の写しの交付請求の受理並びに構成市町及び県の行政情報、観光・イベント情報の提供。</p>

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 12. 2	レインボー防災マップ（初版）発行	<p>1 目的</p> <p>都市圏の避難場所等を一つの地図としてまとめ、周知を図ることにより、災害時の住民の安全確保を図ることを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>構成市町の学校や公園などの避難場所を一つの地図として作成し、各市町のホームページや防災担当窓口等で配布する。避難場所も相互に利用することができる。</p>
平成 12. 4. 1	公の施設の相互利用の実施	<p>1 目的</p> <p>構成市町が連携して、公共施設の相互利用を実施することにより、構成市町住民の利便性の向上を図り、もって文化及びスポーツ・レクリエーション活動の推進に寄与するとともに、構成市町住民の交流の拡充を目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>相互利用の対象となる 91 施設（文化施設、福祉施設、体育施設）を、構成市町に住所等を有する者に対して、原則として同じ条件で使用できるものとする。</p>
平成 13. 2.16	人事交流連絡会設置 (平成 12 年度～26 年度)	<p>1 目的</p> <p>人事交流を円滑に実施するため、構成市町の人事担当者による連絡調整および情報交換等を行うために設置。</p> <p>2 構成</p> <p>構成市町人事担当（係長クラス）職員。</p>
平成 13. 4. 1	人事交流の実施 (平成 13 年度～26 年度)	<p>1 目的</p> <p>構成市町が人材育成の一環として、職員を相互に派遣し、他市町の先進事例を学び、派遣元の行政に反映させるとともに、構成市町間の相互理解と協調体制を促進する。</p> <p>2 内容</p> <p>7 市町によりローテーションを組み、原則 1 年間職員を派遣する。</p>

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 14. 8. 5	広域観光連絡会設置	<p>1 目的 広域観光事業の推進を図ることを目的に設置。</p> <p>2 構成 構成市町観光担当（係長クラス）職員。</p>
平成 14. 8. 19	広域交通研究会設置 (平成 14 年度～21 年度)	<p>1 目的 都市圏のバス網の充実等を図ることにより、都市圏住民の生活利便性を高め、交流機会の拡大を図るために設置。</p> <p>2 研究事項 圏域内の交通機関である公共バスや循環バスに関する諸問題などについて調査・研究を行う。</p> <p>3 構成 構成市町交通担当課職員。</p>
平成 15. 1. 7	広域緑地保全研究会設置 (平成 14 年度～24 年度)	<p>1 目的 都市圏に残されている自然や景観を保全するとともに、新たな創造を行い、都市圏のふるさと意識を醸成するために設置。</p> <p>2 研究事項 都市圏内の関係機関や計画との整合性を図りながら緑地の保全について調査・研究を行う。</p> <p>3 構成 構成市町広域緑地保全担当職員。</p>
平成 18. 4	第 2 次基本構想・ 基本計画策定 (レインボープラン)	<p>1 将来像 「自然と共生するふれあい・もてなしの文化交流都市圏」</p> <p>2 基本目標</p> <p>(1) 出会い、ふれあいを大切にする 交流の主役となる人づくり</p> <p>(2) 自然と人が共生する交流の舞台づくり</p> <p>(3) 心と技の交流が生みだす活力づくり</p> <p>(4) 活性化を生みだす交流の軸となる街づくり</p> <p>(5) 多様な生活ニーズに応え魅力あふれる 交流を演出するしくみづくり</p>

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 18.10.10	川越ナンバー導入	<p>1 目的 都市圏の一体性をさらに高め、地域の名を全国的にアピールし、観光客の誘致による賑わいの創出、都市圏の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>2 内容 自動車のご当地ナンバー「川越」ナンバーを導入。</p>
平成 22. 2	レインボーおでかけマップ（初版）発行	<p>1 目的 都市圏の豊富な観光資源を活用し、広く都市圏内外から来訪客を呼び込むことを目的とする。</p> <p>2 内容 「花」「歩く」「見る」「祭り」「学ぶ」「名物名産」「食べる」などのテーマ毎に、各市町の観光スポットを掲載。各市町のホームページへの掲載やさまざまな機会や場所で配布する。</p>
平成 23. 1. 8	レインボー交流事業（レインボーまつり）の開始	<p>1 目的 都市圏住民間の相互交流を図るとともに、都市圏の一層の発展や当協議会及び広域観光PRを目的とする。</p> <p>2 内容 構成市町のゆるキャラとのふれあいやご当地グルメを味わえるお店と会場市町の物産展など。</p>
平成 24.10.16	レインボー婚活事業の開始	<p>1 目的 未婚の男女の出会いの場を提供するとともに、結婚気運の醸成や都市圏の魅力の再発見を目的とする。</p> <p>2 内容 20歳から45歳位までの出会いを求める未婚の男女の恋の懸け橋となるよう、各市町を会場とした婚活パーティを開催。応募者多数の場合は、都市圏住民を優先。</p>
平成 26.11.10	レインボーバスツアーの開始	<p>1 目的 構成市町の観光スポットや歴史的な名所などをバスで巡りながら、より多くの方々に都市圏の魅力を知っていただき、訪れていただくことを目的とする。</p> <p>2 内容 都市圏の観光スポットなどを巡るバスツアーの開催。</p>

年 月 日	事 業 等	内 容
平成 28. 3	レインボーおでかけマップ（英語版）発行	<p>1 目的 都市圏に在住する外国籍住民に都市圏の魅力を紹介するとともに、東京オリンピックの開催などを契機とし、近年増加傾向にある外国人観光客の一層の増加を図ることを目的とする。</p> <p>2 内容 「レインボーおでかけマップ」の英語版を作成し、様々な機会や場所で配布する。</p>
平成 28. 3	第3次基本構想・基本計画策定（レインボープラン）	<p>1 将来像 「あふれる笑顔ときらめく緑 未来へつなげる文化交流都市圏」</p> <p>2 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出会い、ふれあいを大切にする未来への人づくり (2) 自然と人が共生する環境にやさしい舞台づくり (3) 文化や歴史を生かしたにぎわいづくり (4) 快適で安全・安心なまちづくり (5) 未来へつなげるしくみづくり

(2) 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会規約

(目的及び設置)

第1条 埼玉県川越都市圏を、豊かな自然の中で新たな交流を生み出す自立文化都市圏として整備を推進するため、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる市町（以下「構成市町」という。）をもって構成する。

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 川越都市圏整備計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 整備事業に係る情報の交換及び協議に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、構成市町の長をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第7条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会議の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(総会)

第9条 会長は、毎年1回総会を招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会においては、次の事項を議決又は承認する。

- (1) 歳入歳出予算
- (2) 歳入歳出決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 規約の改正
- (5) その他会長が特に必要と認めたこと

(幹事会)

第10条 協議会に、担当する事務を円滑に処理するため、構成市町の職員による幹事会、その他の組織を置く。

2 幹事会に参事を置くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、分担金、その他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による分担金の額は、総会において決定する。

(事務局)

第12条 協議会に事務局を置き、会長市町がこれを担任する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和62年9月2日から施行する。

附則

この規約は、平成6年7月21日から施行する。

附則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成8年5月20日から施行する。

(3) 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会名簿

■ 委員

職名	氏名	
川越市長	川合善明	会長
坂戸市長	石川清	
鶴ヶ島市長	藤縄善朗	
日高市長	谷ヶ崎照雄	
川島町長	飯島和夫	
毛呂山町長	井上健次	
越生町長	新井雄啓	

■ 参与

職名	氏名	
埼玉県企画財政部地域政策局長	土田保浩	
埼玉県川越比企地域振興センター所長	林秀平	
埼玉県西部地域振興センター所長	堀内清則	

■ 参事

職名	氏名	
埼玉県企画財政部地域政策課長	竹中健司	

■ 副市町長会

職名	氏名	
川越市副市長	風間清司	
坂戸市副市長	小塚満	
鶴ヶ島市副市長	高山次郎	
日高市副市長	桑原栄	
川島町副町長	若林昌善	
越生町副町長	岩崎鉄也	

■ 幹事会

職名	氏名	
川越市政策財政部長	矢部竹雄	幹事長
川越市政策財政部副部長兼政策企画課長	永堀孝明	
坂戸市総合政策部長	新井彪	
坂戸市政策企画課長	清水満夫	
鶴ヶ島市総合政策部長	新井順一	
鶴ヶ島市秘書政策課長	中野波津巳	
日高市企画財政部長	大河原嘉幸	
日高市企画課長	榎戸章一	
川島町政策推進課長	石島一久	
毛呂山町企画財政課長	岡野昭弘	
越生町企画財政課長	三浦道弘	

(職名・氏名は平成28年3月現在)